

政策体系	基本目標名	1	地域の特色を活かした快適なまちづくり	施策主管課長	クリーン推進課長
	政策名	3	環境にやさしいまちづくり		
	施策名	1	ごみの発生抑制と資源の有効活用		
施策関係課	環境政策課			山田 弘	

1. 施策の目的と成果把握

施策の目的「対象」	この施策は、誰、何を対象としているか	対象指標				成果指標設定の考え方	①市民や事業所のリデュースやリユースへの取組が進めば1人1日当たりのごみ排出量は減少するため、指標とした。 ②再生利用はごみの分別排出が適切になされるのが前提であるので、再生利用率にはごみの分別排出の徹底の度合いも含まれているため、指標とした。 ③中間処理、最終処分における不適正な処理・処分の状況により、ごみの適正処理の指標とした。
	①市民 ②事業所 ③一般廃棄物(ごみ)	①市人口 ②事業所数(経済センサス調査数) ③一般廃棄物(ごみ)総排出量	単位 人 社 t	H26 122,582 40,661	H27  		
施策の目的「意図」	この施策によって、「対象」をどういう状態にするのか	成果指標(意図の達成度を表す指標)				成果指標の取得方法	①クリーン推進課資料 ②クリーン推進課資料 ③クリーン推進課資料
	①ごみの発生を抑制し、ごみの分別排出や再生利用を促進する。 ②ごみを適正に処理する。	①1人1日当たりのごみ排出量 ②再生利用率 ③搬入ごみが中間処理、最終処分において、適正に処理・処分されなかった件数	区分 目標 実績 目標 実績 目標 実績	単位 g % 件	H26 865 909 14.2 0 0		

2. 基本事業の目的と成果把握

基本事業名	対象	意図	成果指標	区分	単位	H26	H27	H28	H29	基本事業名	対象	意図	成果指標	区分	単位	H26	H27	H28	H29
3R運動とごみ減量化の推進	①市民 ②事業所	①ごみ問題が十分に理解され3Rへの取組が実践されている。	①ごみ減量化やリユース、リサイクルに取り組んでいる市民の割合	目標	%	48.0	49.0	50.0	51.0	搬入ごみの適正処理の推進	①市の施設に搬入されたごみ ②ごみ処理施設	①負荷を与えない適切な処理・処分ができていく。	①搬入ごみが中間処理、最終処分において、適正に処理・処分されなかった件数	目標	件	0	0	0	0
			②ごみ総排出量(一般廃棄物)	実績	t	37,615	36,582	35,605	34,600				実績	件	0				
			③再生利用率	目標	%	22.6	25.0	27.5	30.0				実績	%	14.2				
不法投棄防止対策の強化	①市民 ②事業所	①ごみを適正に排出し、処理してもらう。	①不法投棄物処理件数	目標	件	65	60	55	50					①	目標				
			②	実績	件	70					③	目標							

3. 施策及び基本事業の目標達成度評価

施策	平成26年度施策の取組方針				施策の取組方針・成果指標達成状況			
	取組方針	成果指標	達成状況	備考				
基本事業	3R運動とごみ減量化の推進	・レジ袋削減のための協議会を設置し、レジ袋無料配布中止などの取組を推進するとともに、廃食用油のBDF化や生ごみのバイオマスとしての活用について調査研究を行う。 ・ごみ処理手数料の有料化について、燃えるごみ等の排出状況を見ながら検討する。 ・不法投棄防止対策のため、環境パトロール隊と連携した地域連携活動の内容を充実させ、監視・指導を強化するとともに看板、防護柵等の設置による意識啓発を行う。	取組方針 <input type="checkbox"/> 全て達成 <input checked="" type="checkbox"/> 一部未達成 <input type="checkbox"/> 全て未達成 成果指標 <input type="checkbox"/> 全て達成 <input type="checkbox"/> 一部未達成 <input checked="" type="checkbox"/> 全て未達成	・レジ袋削減のための協議会を設置するため、レジ袋無料配布中止未実施事業者へ直接訪問し、本市のレジ袋無料配布中止等のレジ袋削減方針と協議会への参加を働きかけたが協議会の設置はできなかった。各種イベントにおいてレジ袋無料配布中止やマイバッグ持参の啓発は実施できた。 ・廃食用油のBDF化については、回収方法やBDF化を視野に入れた有効利用についてリサイクル事業者と協議した。 ・生ごみのバイオマスとしての活用については、先進地を視察し取組内容や実態を調査した。 ・ごみの総排出量について毎月末ごとに集計を行い過年度との比較をし状況把握に努めたが、総排出量が減少している状況で、燃えるごみの有料化の実施方法の調査研究や実施時期についての検討はできなかった。 ・ごみ総排出量は、目標未達成であったが、前年度比では僅かに減少した。(約1.5%減)				
	不法投棄防止対策の強化	・不法投棄防止のため、啓発活動や監視、指導を強化するとともに、夜間パトロールの回数を増やす。 ・新たな不法投棄防止看板を作成し、設置する。 ・投棄者が判明したものは、警察と連携して再発防止を図る。	取組方針 <input checked="" type="checkbox"/> 全て達成 <input type="checkbox"/> 一部未達成 <input type="checkbox"/> 全て未達成 成果指標 <input type="checkbox"/> 全て達成 <input type="checkbox"/> 一部未達成 <input checked="" type="checkbox"/> 全て未達成	・環境衛生委員協議会不法投棄対策部会との地域連携の充実により啓発活動や監視、指導を強化するとともに夜間パトロール回数を前年度より3回増の11日間実施した。 ・不法投棄防止の看板を作成し、88本設置した。 ・投棄者が判明した2件を警察に通報し、再発防止を図った。				

4. 施策の基本情報

施策の基本情報	社会情勢変化、国・県の動向、市民・議会意見等	施策の成果向上に向けての役割分担	
		市民、地域・事業所	行政
	・小型家電リサイクル法が平成25年4月から施行されるなど、各種リサイクル法が順次整備され、リサイクルの対象品目が拡大している。 ・国の環境基本計画(平成24年4月閣議決定)において、「2Rを重視したライフスタイルの革新」が明記され、リサイクルよりも優先順位の高い2R(リデュース、リユース)の取組を促進していくことが求められている。 ・国の廃棄物処理の基本的な方針において、市町村に対し、ごみの排出抑制や再生利用の推進、排出量に応じた負担の公平化及び住民の意識改革を進めるため、ごみ処理の有料化を推進するよう求めている。 ・県では、平成21年12月に消費者団体・事業者・市町・県によるレジ袋削減に関する協定を締結し、市町における取組の強化が要請されている。 ・平成23年3月の東日本大震災による原子力発電所の事故に起因した放射能問題により、廃棄物(焼却灰等)の最終処分物の受入が厳しくなっている。	【市民】 ・ものを繰り返し使い、ごみを減らす。 ・ごみの分別を行い、資源として再利用できるようにする。 ・リユース品や再生資源を利用した商品を購入するようにする。 【地域・事業所】 ・資源を有効に利用し、循環型社会を意識する。 ・ごみの発生が少ない商品とサービスを提供する。	・循環型社会を構築するため、3R運動の啓発活動を推進する。 ・3Rが推進されるための各種制度を構築し、運営する。 ・集められたごみのリサイクルに努める。 ・集められたごみは、環境に負荷を与えないよう適切に処理・処分する。

5. 施策全体の総括・今後の課題・今後の方向性

施策の成果実績と施策の基本情報及び施策コストに関する全体総括	今後の課題	今後の方向性
・施策方針や各基本事業方針については、予定した取組の一部について実施することができなかった。また、成果指標の目標を達成することができないものもあった。ごみ総排出量は、目標未達成であったが前年度に比較して僅かに減少となった。また、再生利用率は目標未達成であり、前年度と比較しても減少となったが、その主な要因は、新聞販売店の自主回収やスーパー等の資源ごみ店頭回収が継続して実施されていることから市の資源ごみ収集量等に影響があったものと想定される。 こうした状況から、まずは各事業方針に基づいた取組を確実に実施し、ごみ減量化や分別排出について継続して啓発していくとともに、社会情勢の変化やごみの排出状況を見ながら新たな取組を検討していかなければならない。 平成26年度の予算額と決算額を比較した場合、みかもクリーンセンターの買電量が抑えられたことや葛生清掃センターの施設修繕を事前点検し必要範囲としたこと、また葛生清掃センター焼却業務委託業務の入札結果により削減となったことなどからみかもクリーンセンター維持管理事業、葛生清掃センター維持管理事業、葛生清掃センター焼却業務委託事業の費用が削減でき、施策全体で減額となった。	(平成27年度で解決する課題) 不法投棄多発箇所へ監視カメラ設置による監視体制の構築 (平成28年度以降にも引き継がれる課題) ・ごみ減量化や分別排出の継続した啓発活動 ・レジ袋削減の取組 ・ごみ処理の有料化 ・3R運動定着に向けたPRの推進 ・不法投棄防止に向けた監視、指導体制の強化と地域連携活動の充実 ・搬入搬出ごみの適正な処理・処分の継続 (平成28年度重点課題) ・廃食用油のBDF化や生ごみのバイオマスとしての活用	・分別や水切りが不十分なごみステーション利用者や多量排出事業者を対象に、ごみ分別説明会を実施するとともに、ごみ収集ステーションでの排出指導を実施する。また、ごみ多量排出事業者を整理し、ごみの減量に関する計画の作成を依頼する。 ・レジ袋削減のための協議会を活用し、レジ袋無料配布中止などの実施事業者の増加を図る。また、各種イベントに合わせてマイバッグ運動の啓発を継続して行う。 ・ごみの排出状況等を見ながらごみ処理の有料化について、継続して検討する。 ・3R運動定着に向け広報さの、ホームページ、ケーブルテレビを活用してPRを推進する。 ・不法投棄防止のため、環境衛生委員協議会不法投棄対策部会との地域連携活動、廃棄物等監視員や職員による夜間パトロールを継続し監視活動を行う。また看板の設置等により意識啓発を行うとともに投棄者が判明したものは警察と連携して再発防止に努める。 ・搬入搬出ごみの適正な処理・処分とごみ処理施設の適正な運営を推進する。 ・廃食用油の排出、回収方法を整備し、具体的なリサイクルに取り組むとともに生ごみのバイオマスとしての活用について引き続き調査研究を行う。